

卒業の認定に関する方針

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定については「学則および諸規定」に定めており（以下抜粋）、これは入学時に各学生に配布するとともにオリエンテーションを行っている。

諸規定第4条 第3学年度は全科目を合格していなければ卒業することができない。

かつ

諸規定第7条 3年次において実施される卒業認定試験に合格しない場合も卒業延期とする。不合格者に対しては卒業再試験を実施し合格しなければ卒業延期とする。

これらの規定により、臨床検査技師国家試験の受験資格を得るものとしてふさわしいと認定し、卒業を認定し「専門士」の称号を授与するものである。